

第 4 2 号議案参考資料

議 案 名

桶川市税条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 桶川市税条例の一部改正 (改正条例第 1 条関係)

【総則関係】

記載されている住所が明らかにされることにより生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合等に、住所に代わる事項を記載した納税証明書を交付しなければならないことに伴い、所要の改正を行う。 (第 19 条の 4 関係)

【個人市民税】

① 確定申告書に記載がある場合のみ、総合課税又は分離課税を適用する。

(第 34 条、附則第 20 条の 2 及び附則第 20 条の 3 関係)

② 確定申告書の記載に基づく総合課税又は分離課税の適用がある場合に、特別徴収税額の税額控除を行う。(第 36 条の 5 関係)

③ 住民税申告書の提出義務者の改正に伴い、所要の改正を行う。(第 38 条の 2 関係)

④ 給与所得者が提出する扶養親族等申告書へ記載が必要な事項に配偶者の氏名を加えるとともに、号の繰下げ及び字句の整理を行

- う。 (第38条の3の2関係)
- ⑤ 公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、一定の配偶者及び16歳以上の扶養親族（退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者についての提出義務を追加し、当該申告書へ記載が必要な事項に配偶者の氏名を加えるとともに、号の繰下げ及び字句の整理を行う。 (第38条の3の3関係)
- ⑥ 地方税法施行規則の一部改正に伴い、引用部分の整理を行う。 (第56条の7関係)
- ⑦ 住宅借入金等特別税額控除の延長を行う。 (附則第7条の3の2関係)
- ⑧ 所得税での適用がある場合に限り、申告分離課税を適用する。 (附則第16条の3関係)
- ⑨ 租税特別措置法の一部改正に伴い、引用部分の整理を行う。 (附則第17条の2関係)
- ⑩ 住宅借入金等特別税額控除の延長及び見直しに伴い、規定を削る。 (附則第26条関係)

【固定資産税】

- ① 記載されている住所が明らかにされることにより生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合等に、住所に代わる事項を記載した固定資産課税台帳を閲覧に供しなければならないことに伴い、所要の改正を行う。 (第77条の2関係)
- ② 記載されている住所が明らかにされることにより生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合等に、住所に代わる事項を記載した記載事項証明書を交付しなければならないことに伴い、所要の改正を行う。 (第77条の3関係)

(2) 桶川市税条例の一部を改正する条例の一部改正

(改正条例第2条関係)

【個人市民税】

① 扶養親族等申告書の改正に伴い、所要の改正を行う。

(第38条の3の3関係)

② 字句の整理を行う。

(附則第1条関係)

③ 経過措置を加える。

(附則第2条関係)

3 施行期日

令和5年1月1日